

保 護 者 様
保育所等利用保護者の雇用主 各位

宮古島市長 下地 敏彦
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症予防対策に伴う特別保育の実施について (通知)

平素より本市の保育行政にご理解ご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、本市においては、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、幼稚園及び小中学校の臨時休業を実施しているところですが、幼稚園預かり保育や保育所、こども園、放課後児童クラブ等に関しては、家庭保育等の登園自粛についてお願いしており、リスクの軽減と施設の負担軽減についての保護者の皆様のご協力に心から感謝申し上げます。

しかしながら、緊急事態宣言の対象地域が全国に拡大され、沖縄県においても独自の緊急事態宣言が発出されるなど、更なる取り組みの必要性を認識しております。

このような状況を踏まえ、本市としましては、各園の更なる感染防止対策の強化として、医療従事者等の社会生活を維持するために就業を継続することが必要な保護者や特別な事情のある保護者の児童に限定した「特別保育」を実施することといたしました。

特別保育は、感染拡大を予防し、市民の皆様の最小限の社会基盤を維持するための教育保育施設の機能維持のためであり、保護者の皆様には通常保育が休止となることについてのご理解とご協力をお願いいたします。

また、保育所等を利用する保護者の雇用主の皆様におかれましては、従業員の在宅勤務又は休暇等の取得についてご配慮いただきますよう併せてお願いいたします。

記

1. 特別保育の対象者は、保護者全員が次の場合で、かつ休暇の取得が困難な場合とします。
 - (1) 社会生活を維持する上で必要な業務に従事する必要がある方
 - (2) 運営の継続が求められている社会福祉施設等で従事する必要がある方
 - (3) その他、1人親家庭で仕事を休めず近くに親族など子どもの世話を頼める人がいない場合など、真にやむを得ない事情がある方※詳細は、別紙の「特別保育の対象となる職種」を参考にしてください。

2. 実施期間 令和2年4月30日(木)～令和2年5月9日(土)まで(※状況により期間の延長もありえます。)

※幼稚園預かり保育、放課後児童クラブの実施期間については、学校休業期間中

※特別保育の実施期間中においては、勤務状況に変更があった場合等には柔軟な対応をお願いします。

3. 特別保育が必要な方は事前に「宮古島市特別保育実施に伴う利用申請書」を各施設宛てに提出して下さい。

※「宮古島市特別保育実施に伴う利用申請書」は、各施設にて準備しています。また、宮古島市のホームページからもダウンロードできます。

※特別保育の実施期間等の対応については、全国及び沖縄県内の新型コロナウイルスの感染状況等により変更もある旨ご了承下さい

問い合わせ先 宮古島市児童家庭課 TEL：0980-73-1966 FAX：0980-73-1967
